

臨床検査医学講座の在り方と教授の選考にあたって

-日本臨床検査医学会の考え方-

平成 27 年 3 月 28 日

一般社団法人日本臨床検査医学会

日本臨床検査医学会は昭和 26 年に臨床病理懇談会として発足し、昭和 30 年より「日本臨床病理学会」と改称し、今日まで日本医学会の基幹分科会の 1 つとして活動してまいりました。さらに平成 12 年に「日本臨床検査医学会」に名称を変更し、平成 23 年には本学会創設 60 周年を迎えました。また、昭和 59 年から、臨床検査専門医制度（当時認定臨床検査医制度）を発足させて、既に 800 名以上の専門医を得ております。臨床検査専門医は臨床検査医学の専門医としての知識、技能、見識を備えた医師であり、臨床検査医学の教育、研究、検査に、部門の運営に優れた手腕を発揮できる専門医であります。

臨床検査専門医は、2014 年 5 月に発足した日本専門医機構が認定する、19 の「基本領域」専門医の一つとして認められています。これからの臨床医は、基本領域のいずれかの専門医であることが原則求められます。当領域はその一つであることから、卒後教育に中心的役割を果たす大学等の医学機関においては、臨床検査医学講座が設置されること、その講座の教授は日本専門医機構が認定する臨床検査の「指導医」であることが求められます。そして大学等の「基幹施設」の教育責任者は「連携施設」との協力により研修プログラムを作成し、機構の認定を受けた後、専攻医を受け入れることとなります。これら一連の流れに於いて大学の臨床検査医学講座教授の果たす役割は大きく、その社会的責任は重大であります。

臨床検査医学は年々高度化しており、専任担当する臨床検査の専門教員が必要な状況にあります。臨床検査医学講座の運営には多面的な知識や能力が必要で、各自研究に勤しむことはもちろん、検査部門の日常活動につきましても、保険医療制度の中で検体検査管理加算要件を満たす検査部長またはそれに準ずる責任者として、臨床検査に関する学識に加え、トータルクオリティマネジメント (TQM) の知識と実行力がなければ適正な運営ができませんし、実際に大学病院で臨床検査を行う臨床検査技師の信望も得られません。とりわけ医療経済が極めて厳しい今日のような状況下では、高い学識と適切な教育能力に加えて、臨床検査部での医療効率を十分考えた運営能力を発揮できる人が選ばれるべきであります。かかる状況下では各大学医学部での臨床検査医学講座において専任教授の存在は欠くことのできないものと考えられます。以上、各大学におかれましては臨床検査医学講座の設置と、その責任者として臨床検査専門医である専任教授を選考されますよう、お願いする次第です。

以上

一般社団法人日本臨床検査医学会 理事会

理事長	村田 満 (慶應義塾大学)
副理事長	前川 真人 (浜松医科大学)
理事	山田 俊幸 (自治医科大学)
理事	諏訪部 章 (岩手医科大学)
理事	米山 彰子 (虎の門病院)
理事	安東由喜雄 (熊本大学)
理事	佐守 友博 (日本医学臨床検査研究所)
理事	北島 勲 (富山大学)
理事	小柴 賢洋 (兵庫医科大学)
理事	藤田 清貴 (群馬パース大学)
理事	横田 浩充 (東邦大学)
理事	東條 尚子 (東京医科歯科大学)
理事	野島 孝之 (金沢医科大学)
理事	清水 力 (北海道大学)
理事	賀来 満夫 (東北大学)
理事	本田 孝行 (信州大学)
理事	清島 満 (岐阜大学)
理事	一山 智 (京都大学)
理事	杉浦 哲朗 (高知大学)
理事	康 東天 (九州大学)
監事	高木 康 (昭和大学)
監事	尾崎由基男 (山梨大学)